



23消第345号  
平成23年6月27日

愛媛県高圧ガス保安協会長  
愛媛県冷凍設備保安協会長  
愛媛県高圧ガス地域防災協議会長  
一般社団法人 愛媛県冷凍空調設備工業会長 } 様

愛媛県県民環境部長



高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢  
の強化について

このことについて、経済産業省原子力安全・保安院長から別添（写）のとおり通知がありましたので、その趣旨を十分御理解いただき、高圧ガス関連施設における災害防止の観点から、貴会員に対して保安確保に関し万全の対応をとるよう周知をお願いします。

担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 魚住

TEL : 089-912-2320

# 経済産業省

平成 23・06・08 原院第 3 号

平成 23 年 6 月 16 日

高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-2510b-11-3



原子力安全・保安院は、平成23年5月27日付け中防災第17号（別紙）をもって、中央防災会議会長（代理）（内閣総理大臣臨時代理）枝野 幸男から、梅雨期及び台風期における防災態勢強化についての指導要請を受けましたので、今般、高圧ガス連事業者に対し、別紙を踏まえた下記の対応を求めることとします。

## 記

1. 豪雨などの風水害に起因した高圧ガス設備等の破損による高圧ガスの漏えい及び貯蔵所、充てん所等における容器等の流出に十分留意すること。破損・流出等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 土砂崩れ、河川のはん濫、内水はん濫、高潮等による被害が予想される箇所に設置されている高圧ガス設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. 特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図るとともに、地震や津波による河川管理施設・海岸保全施設・下水道施設・通信施設の被災、土砂災害、地盤沈下等が生じていることや大量の災害廃棄物の発生とその集積状況を踏まえ、危険箇所の点検、情報伝達対策、応急対策等に万全を尽くすこと。
4. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、適切な対策を講ずること。



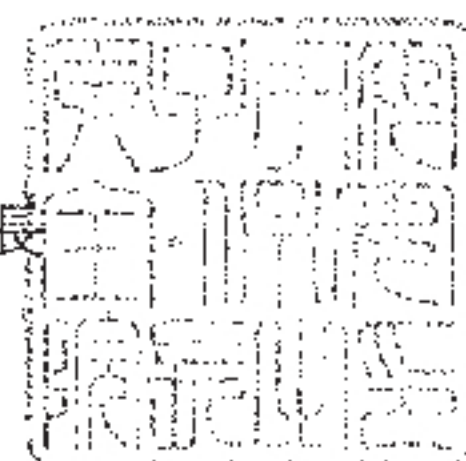
経済産業省

平成23・06・08 原院第3号

平成23年6月16日

愛媛県知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-2510b-11-3）のとおり高圧ガス関連事業者に対し所要の対応を求めることとし、要請文書を発出したので、通知します。つきましては、貴県内の高圧ガス関連事業者に対し所要の対応をとるよう指導願います。